

中間試験 (2003.11.05.実施)

はじめに：中間試験の意味

1. 講義理解度を自己点検する
2. 答案（レポート・論文等）の書き方練習
3. 成績評価は毎回の講義での試験を重視して行うが、中間試験と最終試験も加味する

問題：以下の、の新聞記事のいずれか一つを選び、次の点につき答えなさい。

1. 記事において問題となっている労働法上の論点
2. その論点の前提となる法内容の説明
3. その論点に関する諸説
4. その論点に関する自らの見解

- 注意：1. いずれの記事を選択したのかを明記すること。
2. 出題への解答に直接関係のない事項を記入した場合には、答案を無効と扱う。
 3. 設問1から4はこの順番で記述する必要はない。但し全体として論旨が通っている必要がある
 4. 採点基準（50点満点で採点する）
 - a) 設問の1.から4.の項目毎に、基本的には Xの三段階評価を行う。
 - b) は必要なことが述べられている場合につけ、10点。
は不十分にしか述べられていない場合につけ、5点。
Xは何も述べられていない場合、ないしまったく関係ないことを述べている場合で、0点。
 - c) さらに、独創的な考えがみられた場合には、10点の範囲で追加点をつける。

シャープ系社事件

朝日新聞 2000年02月23日

シャープ系列の家電製品販売会社に勤務する女性社員が、「学歴などが同じ男性社員と比べ、昇進や給与面で著しい差をつけられたのは法の下での平等に反する」などとして、会社を相手に、男性社員と同等の地位確認や賃金の差額分と慰謝料など計約三千八百万円の支払いを求めた訴訟の判決が二十三日午前、大阪地裁で言い渡された。松本哲弘裁判長は「原告が男性では考えられない長期間にわたって低い格付けにとどめ置かれたのは違法な男女差別にあたる」と判断し、会社側に慰謝料五百万円と弁護士費用五十万円などの支払いを命じた。しかし、原告側の「社内には男女間の昇格・昇進の格差があり、それは男女差別によるものだ」との訴えは退け、賃金差額の支払いや地位確認の請求は認めなかった。原告側は控訴する方針。

新潟大学生事件

朝日新聞 1999年06月19日

新潟市の男性（三一）が、採用内定を取り消されたのは違法だとして、東京のコンピューターソフト会社を相手取り、内定取り消しの無効や慰謝料など約六百万円の支払いを求めた訴訟で、第一回口頭弁論が十八日、新潟地裁（大野和明裁判官）で開かれた。被告側は「取り消しには合理性がある」として、棄却を求める答弁書を提出した。訴えを起こしたのは三月に新潟大学大学院修士課程を修了した無職の男性。訴状などによると、男性は昨年七月、同社に採用が内定し、八月には入社誓約書を交わした。しかし、同社は、二月の勉強会で男性が書いた製品に関する感想文が「批判的」だとして、三月に内定を取り消したという。